

2023.4.1

金沢プール
施設利用規則

指定管理期間
2021年4月1日～2026年3月31日

金沢プール共同事業体

目 次

施設概要	1
I. 施設利用案内	2
1. 開館時間	
2. 休館日	
3. 施設利用上の注意事項	
II. プール施設等の利用案内	3
1. プール施設等の利用料金	
2. プール施設等の利用時間	
3. プール施設等の利用上の注意事項	
III. 会議室の利用案内	4
1. 会議室の利用料金	
2. 会議室の利用時間	
3. 会議室の利用上の注意事項	
IV. 飛び込みトレーニング室の利用案内	5
1. 飛び込みトレーニング室の利用料金	
2. 飛び込みトレーニング室の利用時間	
3. 飛び込みトレーニング室の注意事項	
V. ウェイトトレーニングエリアの利用案内	6
1. ウェイトトレーニングエリアの利用時間	
2. ウェイトトレーニングエリアの利用規則	
3. ウェイトトレーニングエリアの利用方法	
4. ウェイトトレーニングエリアの利用上の注意事項	
VI. お問い合わせ先	7
別紙－1 利用料金取扱要綱	8
別紙－2 専用利用のご案内	10
1. 専用利用料金	
2. 専用利用の申込及び利用方法	
別紙－3 大会開催時における注意事項	15
1. 物品の販売・宣伝・広告・看板等について	
2. 施設設備・貸出備品について	
3. 大会で使用する臨時の電話回線やLAN回線について	
4. 清掃・片付けについて	
5. 駐車場について	

6. 事故防止についての主催者の責任について	
7. 盗難防止等について	
8. 防火・地震・防災について	
9. 大会の変更・中止について	
別紙ー4 金沢プール利用申請書類 17

施設概要

場 所 : 金沢市磯部町ハ 55 番地

設 置 者 : 金沢市

施設管理者 : 金沢プール共同事業体

施設規模 : 敷地面積 75,994 m²

建築面積 8,760 m²

延床面積 14,090 m²

構 造 鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 3 階建

施設概要 : □50mプール(水球競技に対応)

長水路公認 50m×25m(10レーン)

短水路公認 25m×25m(10レーン)

可動間仕切り壁 50mプールを 2 面に区分する(うち、1 面は公認 25mプール)

水 深 0 ~ 2.0m(可動床で調節可能)

□飛び込みプール(シンクロナイズド競技に対応)

25m×20m(飛込公認プール)

飛び込み台 10m・7.5m・5m・3m

飛 板 3m×2 台 1m×4 台

水 深 5.0m

ジャグジー

□25mサブプール

25m×17.5m 7レーン

水 深 1.1m・1.35m(2 段階オーバーフロー)

□飛び込みトレーニング室

飛び込み練習用スポンジピット(縦 4.0m×横 4.3m×深さ 1.8m)

飛び込み台 1.5m(スパッティング設備完備)

飛 板 0.7m×2 台(スパッティング設備完備)

トランポリン 1 台(スパッティング設備完備)

□会議室

第 1 会議室・第 2 会議室(パーティションを外すことで大会議室として利用可能)

テーブル(16 台)、パイプイス(96 台)

□観客席

固定席 1,576 席(車椅子スペース有り)、選手控えスペース 537 席

□付帯施設

採暖室、記録・放送室、役員室、応接室、医務室、選手控室、大会控室等

□その他

車椅子対応型エレベーター、授乳室、多目的トイレ

□駐 車 場(金沢市城北市民運動公園 東駐車場)

200 台(障がい者用スペース 5 台)、大型バス 9

I 施設利用案内

1 開館時間

午前 9 時から午後 9 時

2 休館日

毎週月曜日:ただし月曜日が祝日の場合はその翌日

年末年始 :12/28~1/3

その他メンテナンスクローズ(詳細は別途お知らせします)

※夏季(7・8月)は休業日に各々2日ずつ営業

※下記の場合、一般利用ができない場合がありますので予めご了承ください。

- 専用利用時
- 各種競技大会開催時
- 施設管理者が特に必要と認めた施設利用がある場合

・一般利用のできない日はホームページ・館内掲示・チラシなどで随時お知らせします。

3 施設の利用上の注意事項

※マナー及びルールを守って楽しくご利用ください。

- ・感染症の疾患にかかっている方、酒気を帯びている方の入場はご遠慮ください。
- ・アルコール類の持込みはご遠慮ください。
- ・貴重品やロッカーの鍵等は、利用者ご自身で管理願います。当施設では盗難・紛失には一切の責任を負いません。またロッカーの利用は、当日限りとなります。お帰りの際には全てお持ち帰りください。残留物は全て拾得物として取り扱わせていただきます。施設内(敷地内)の拾得物につきましては、施設で1ヶ月程度保管し、処分いたします。貴重品(現金等)につきましては警察に届けます。
- ★ 故意によるロッカー・鍵の破損、紛失については、修理交換等の実費費用を請求させていただきます。
- ・敷地内(施設内)では他人に迷惑をかける行為や、危険な行為、選挙運動・営業活動及び公衆の衛生・安全及び風俗を損なうような行為は行わないでください。
- ・未就学児は、必ず保護者(高校生不可)同伴での入館及び遊泳をお願いします。
- ・事故等が起きた時は、直ちに係員にご連絡ください。
- ・所定の場所以外での飲食は、ご遠慮ください。また、ゴミはお持ち帰りください。
- ・施設内は全館禁煙です。
- ・身体障がい者補助犬は、プールサイド・飛び込みトレーニングルームには入れません。
- ・火気・危険物の持込み、ペットの入場は、ご遠慮ください。
- ・許可なく館内でのカメラ及びビデオ撮影は、ご遠慮ください。
- ・上記の記載のほか、各施設の利用上の注意事項を遵守してください。

II プール施設等の利用案内

1 プール施設等の利用料金

利用料金については別紙-1の利用料金取扱要綱に基づき徴収いたします。

(1)一般利用

■料金表

区分		利用料金		
		1回券	回数券 (11枚綴り)	1ヶ月 利用券
一般	65歳未満	550円	5,500円	8,250円
	65歳以上	330円	3,300円	
	高校生以下	220円	2,200円	3,300円
障害者	65歳未満	270円	2,700円	4,120円
	65歳以上	160円	1,600円	
	高校生以下	110円	1,100円	1,650円

★飛び込みプールは専用利用のみご利用いただけます。

◇障がい者の方は、障がい者手帳等を受付に提示してください。

◆介助者の利用料金は、障がい者1人につき介助者1人、障がい者料金(1回券のみ)とします。介助者は、障がい者と入場から退場まで常に付き添ってください。

◆専用利用でのご利用希望の方につきましては別紙-2「専用利用のご案内」をご覧ください。

2 プール施設等の利用時間

午前9時から午後8時45分まで(午後9時退館)

※着替えを終えて、閉館時間までに退館してください。

※プール施設では、大会等の開催時、または専用利用時等、一般の方が利用できない日、時間帯があります。

館内のお知らせ、当施設のホームページ等をご確認のうえご利用ください。

3 プール施設等の利用上の注意事項

■50mプール・飛び込みプール・25mサブプール

- ・小学2年生以下の遊泳は、保護者(高校生不可)の同伴が必要です。保護者の方は必ず手の届く範囲で一緒に泳いでください。(保護者1名に対して子供2名までです)
- ・小中学生のみでのご利用時間は下記の通りとなりますので必ず厳守するようお願いします。
4～10月:午後6時まで 11～3月:午後5時まで
- ・プールサイドは濡れると滑りやすくなりますのでご注意ください。
- ・飛び込み・潜水・他の利用者に迷惑のかかる行為・風紀上好ましくない行為等をご遠慮ください。
- ・オムツの取れていない人の遊泳はできません。

- ・ 水着・水泳帽は必ず着用してください。
 - ・ プールには水着以外の衣類(履物を含む)を着用して入場することはできません。
 - ・ プールには時計、携帯電話及び電子機器、雑誌等の持ち込みはできません。
 - ・ プールへ入る前には、アクセサリー等はずし、化粧・整髪料等を落とし、シャワーを十分に浴びてお入りください。
 - ・ 眼鏡をかけての遊泳はできません。
 - ・ 原則プール及び更衣室内での飲食はご遠慮ください。
※水分補給のための飲料(蓋付)は持ち込むことができます。
 - ・ ウェットスーツ・ダイビング用マスク・フィン・パドル・ビーチボール・玩具などの利用はご遠慮ください。
 - ・ 体調の悪い方は遊泳をご遠慮ください。
 - ・ 一般利用時はプールサイドでご見学のみのご対応はできかねます。
- ※ 安全で快適な泳ぐ環境(水質等)を維持するために皆様のご協力をお願いします。

Ⅲ 会議室の利用案内

1 会議室の利用料金

利用ゾーン	1時間
第1会議室	550円
第2会議室	550円

※パーテーションを外すことで大会議室として利用可能。

※大会議室の場合は第1・2会議室両部屋分の料金がかかります。

※プロジェクター及びスクリーンを使用の場合はお申し出ください。

※冷暖房を使用する場合は会議室利用料の額の2割5分に相当する額を別に徴収いたします。

2 会議室の利用時間

午前9時から午後8時45分まで(午後9時退館)

3 会議室の利用上の注意事項

- ・ 会議室の申込みは、利用月の1ヵ月前の日に属する月の初日から使用する日の前日までです。別紙-4①の「金沢プール使用申請書」に必要事項を記入し、お申し込みください。
- ・ 利用料金の減免がある場合は別紙-4②の「金沢プール利用料減免申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。
- ・ 利用料金は、許可を受ける際にお支払いください。後納となる場合は事前にご相談ください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- ・ 会議室で食事をする場合は、事前に施設管理者に申し出てください。
- ・ 使用後はテーブル等を元の位置に戻して簡易清掃を行い、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。
- ・ 準備・片付けは利用時間内をお願いいたします。

IV 飛び込みトレーニング室の利用案内

1 飛び込みトレーニング室の利用料金

利用ゾーン	1時間あたりの金額
飛び込みトレーニング室	1,760円

2 飛び込みトレーニング室の利用時間

午前9時から午後8時45分まで(午後9時退館)

3 飛び込みトレーニング室の利用上の注意事項

- 飛び込みトレーニング室を利用する場合は、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者資格またはそれに準ずる資格を有する指導者が在籍する団体であり、専門的な知識を持つ指導者が帯同しているものとします。
- 利用を希望される団体については別紙-4③の「飛び込みトレーニング室団体登録申請書」を提出し、団体登録を行ってください。ただし大会等で練習会場として利用する場合は、その限りではありません。大会主催者が責任をもって管理・運営を行ってください。
- 飛び込みトレーニング室の利用申込みは、利用月の1ヶ月前の日の属する初日から利用前日までです。申し込みの際、別紙-4①の「金沢プール使用申請書」に必要事項を記入し、お申し込みください。
- 利用料金の減免がある場合は別紙-4②の「金沢プール利用料減免申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。
- 利用料金は、許可を受ける際にお支払いください。後納となる場合は事前にご相談ください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- 指導者は選手の年齢・体格・力量等を把握し、利用についての可否を判断してください。
- 運動に適さない服装での利用は禁止といたします。
- 貴金属類を身に付けての使用は禁止といたします。
- ピットの近くでは特に火気に注意すること。
- ピットを利用する場合は下記の事項を厳守し、利用してください。
 - ① 指導者は選手が飛ぶ前にピットの状態を毎回確認すること。スポンジチップが偏った状態にならないよう、均等になるよう確認をしてください。
 - ② 宙返りをしながら、あるいは背落ちや腹落ちなどの着地面積の大きい姿勢で落ちるような練習に利用し、選手にもその旨を指導してください。
 - ③ プールと同様の頭からの入水練習や足からの棒飛び練習は禁止といたします。
 - ④ 足からの着地の可能性がある場合は、チップの表面にマットを敷く、スパットングを併用するなどの措置をとってください。
 - ⑤ 選手には飛んだらその都度スポンジチップを攪拌し、ならして退出するよう選手に指導してください。
 - ⑥ スパットングを併用する場合、けん引者は最後まで吊り下げた状態を保持してください。
- トランポリン、ダイビングボード、スパットングを利用する場合は下記の事項を厳守し利用してください。
 - ① トランポリンはゴム・ベッド・周辺パッドに亀裂等の破損がないか利用前に確認してください。
 - ② ダイビングボードからの練習は、ピット内あるいは、セーフティーマットの上に着地してください。
 - ③ 固定台からのスパットング練習は、高い位置で選手を吊り下げた状態のままにすることのないように指導者は注意してください。

- 使用後はマット等を元の位置に戻して簡易清掃を行い、ゴミ等は必ず持ち帰ってください。
- 事故等が発生した場合は、直ちに利用を中止し、施設管理者へ申し出てください。
- 準備・片付けは利用時間内をお願いいたします。

V ウェイトトレーニングエリアの利用案内

1 ウェイトトレーニングエリアの利用時間

午前9時から午後8時45分まで(午後9時退館)

2 ウェイトトレーニングエリアの利用規則

- ウェイトトレーニングエリアを利用できる団体は、水泳の競技力向上を目的に、合宿として2日以上連続して金沢プールを利用する団体であり、施設管理者より承認を受けた団体のみといたします。
- 利用については高校生以上といたします。
- 利用する団体については、トレーニング機器の知識を持つ指導者が帯同し、事故や機器の管理に責任をもつものといたします。
- 帯同指導者は、利用者の年齢・体格・力量等を把握し、利用についての可否を判断すること。特に未成年の利用については成長過程を考慮し、安全管理に徹底してください。
- 利用者及び指導者については、運動に適した服装で利用するものとし、装飾品をつけての利用は禁止といたします。なお不適切な利用を発見した場合は、利用を停止または禁止とします。
- 故意に機器等を破損させた場合は、修繕等に係る費用について実費を請求いたします。
- 利用基準を守らない団体については、以後の利用を禁止といたします。

3 ウェイトトレーニングエリアの利用方法

- 利用を希望する団体については事前に別紙4-④の「ウェイトトレーニングエリア利用団体登録書」を施設管理者に提出し、承認を受けてください。
- 承認を受けた団体が利用する場合は別紙4-⑤の「ウェイトトレーニングエリア利用申請書」を提出してください。
- 利用申込は、利用日の1ヶ月前の日の属する月の初日から利用日の前日までです。

4 ウェイトトレーニングエリアの利用上の注意事項

- ウェイトトレーニングエリアを利用する際は、事前に利用者または指導者で必ず体調チェックをしてください。
- 運動に適した服装をし、室内用運動靴を必ず着用すること。また必要に応じタオルを持ち込んでください。
- 着替えは、選手用更衣室で行うこと。また、装飾品等は外し利用してください。
- 原則ウェイトトレーニングエリア内での飲食は禁止とするが、水分補給のための飲料(蓋付)は持込可といたします。
- 機器の利用後は、タオル等で汚れ(汗等)を拭きとること。また、プレートやバーベル等は所定の位置にもどしてください。
- ストレッチマットは靴を脱いで利用してください。また、利用後は元の位置に戻してください。
- ウェイトトレーニングエリアの利用後は、簡易清掃を行い、ごみ等は必ず持ち帰ってください。
- 事故等が発生した場合は、直ちに利用を中止し、施設管理者へ申し出てください。
- 火災や地震等における自然災害が発生した場合は、施設管理者の指示に従ってください。

VI お問い合わせ先

金沢プール共同事業体

〒920-0012 金沢市磯部町ハ 55 番地

TEL 076-251-3535 FAX 076-251-3535

E-mail: info@kanazawa-pool.jp ホームページ <http://www.kanazawa-pool.jp>

別紙—1 利用料金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市公園条例(昭和39年金沢市条例第39号。以下「公園条例」という。)第11条の2及び3の規定に基づき、金沢プール共同事業体が行う指定管理業務のうち、利用料金の徴収を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

(総括責任者の専決)

第2条 指定管理者業務にあたる総括責任者(以下「館長」という。)は、使用予約受付、使用許可、使用許可の取消、使用の中止命令、使用の中止承認及び利用料金の収受に関する事務について専決するものとする。

(暴力団の排除)

第2条の2 館長は、使用許可申請案件が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、内容を検討のうえ、ただちにその旨を金沢市に報告し、指示を受けるものとする。

- (1) 申請者の言動等から申請者又は利用者が暴力団員との疑義が生じた場合
- (2) 県民等から申請者又は利用者が暴力団員であるとの通報があった場合
- (3) 警察から暴力団の利益になる恐れがあると通報があった場合

(利用料金の徴収)

第3条 館長は、施設の利用について許可を受けた者から、許可日に利用料金を全額徴収しなければならない。

2 館長は金沢市体育施設等利用料金減免基準を定める要綱に基づき、利用料金を減免することができる。

3 個人で使用する者が使用に先立ち利用料金を支払い、または指定管理者が発行する利用券を提出したときは、これをもって許可を受けた者とみなし、利用を許可する。ただし、利用者の利便性向上に繋がると館長及び副館長が認めたときは、利用者からの求めに応じて、許可日以降に徴収することができるものとする。

4 前項ただし書きの規定により、利用料金を許可日以降に徴収する場合の納期限は、館長及び副館長が指定する日とする。

5 利用料金は、書面、口頭、その他の方法により、利用者に対して請求を行い、現金又は口座振込により徴収するものとする。

6 利用料金を徴収したときは、領収書又は利用券を交付するものとする。ただし、口座振込により収受したときは、金融機関が発行する受取書をこれらに代えることができるものとする。

(利用料金の振込及び現金の保管)

第4条 利用料金を現金で徴収したときは、速やかに事務所の指定金融機関の口座に入金するものと

する。ただし、徴収した現金を事務所の金庫に一時保管することができる。

3 前項の規定により、現金を一時保管した場合は、指定金融機関の口座に入金する前に、毎日複数の職員により、受付事務員業務日誌に記載されている金額と照合し、その金額を確認する。

(利用料金の還付)

第5条 既納した利用料金は、還付しないものとする。ただし、館長は、利用者の責めによらない事由で使用ができなくなったときは、当該既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(代決)

第6条 館長は取扱責任者を選任し、第2条の事務の一部を代決させることができるものとする。

附 則

この要綱は、2017年4月9日から施行する。

この要綱は、第6条の1条を加え、2023年4月1日に改訂する。

別紙-2 専用利用のご案内

1 専用利用料金

■プール施設料金

利用区分			使用時間内（使用期間外含む）	
			1コース/1時間	全コース/1時間
大分類	小分類	使用場所	あたりの金額	あたりの金額
入場料を徴収しない場合		50mプール	2,200円	17,600円
		25mプール	1,100円	8,800円
		多目的プール		7,700円
		25mサブプール	1,100円	5,500円
		飛び込みプール		6,600円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	50mプール	11,000円	88,000円
		25mプール	5,500円	44,000円
		多目的プール		38,500円
		25mサブプール	5,500円	27,500円
		飛び込みプール		33,000円
	上記以外	50mプール	22,000円	176,000円
		25mプール	11,000円	88,000円
		多目的プール		77,000円
		25mサブプール	11,000円	55,000円
		飛び込みプール		66,600円

※使用時間外については1時間につき1.5倍に相当する額を徴収する。

■附属設備の利用料金

設備		1時間あたりの金額	
大型電光映像装置		1,870円	
放送設備		660円	
移動式放送設備		990円	
照明設備	50mプール	2500ルクス	1,230円
	25mプール及び	1500ルクス	850円
	多目的プール	500ルクス	290円
	25mサブプール	500ルクス	100円
	飛び込みプール	2500ルクス	700円
		1500ルクス	450円
		500ルクス	150円

■諸室の利用料金

諸室	1時間あたりの金額
飛び込みトレーニング室	1,760円
応接室	1,100円
第1役員室	550円
第2役員室	550円

※冷暖房を使用する場合は会議室利用料の額の2割5分に相当する額を別に徴収いたします。

※使用時間外については1時間につき1.5倍に相当する額を徴収する。

■金沢市体育施設等利用料金減免基準を定める要綱

第1条 この要綱は、金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第6条第7項、金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第11条の2第4項、金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第10条及び金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）第10条の規定に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う金沢市体育施設条例に規定する体育施設、金沢市公園条例に規定する金沢市民野球場、金沢市民サッカー場、スポーツ交流広場、金沢プール、ジュニアスポーツコート及び金沢市鳴和台市民体育会館、金沢市額谷ふれあい体育館並びに金沢市スポーツ広場条例に規定するスポーツ広場の利用料金（以下「利用料金」という。）の減免の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を免除することができる。

- (1) 本市又は金沢市教育委員会が体育行事に使用する場合
- (2) 金沢市民体育大会に使用する場合
- (3) 春季、夏季、秋季及び冬季に行われる本市の中学校体育大会及び長距離継走大会に使用する場合
- (4) 金沢市小学校連合体育大会に使用する場合
- (5) 市内の小学校又は中学校が当該学校の体育行事に使用する場合
- (6) 市内の地区公民館、地区公民館連絡協議会又は金沢市公民館連合会が当該団体の年間事業として計画を決定した体育行事（以下「決定体育行事」という。）に使用する場合
- (7) 市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館に限る。）
- (8) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日に一般に開放する場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金（金沢市体育施設条例別表第2第2項及び別表第2の2第2項並びに金沢市公園条例別表第2第2項、別表第3第2項及び別表第6第2項の規定による高齢者の団体が使用する場合の基本利用料金並びにテニスコートの照明に係る利用料金を除く。）の半額を免除することができる。この場合において、当該半額を免除した後の利用料金の額に10円未満の端数があるときは、当該端数の額を免除するものとする。

- (1) 金沢市体育協会が決定体育行事に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）
- (2) 石川県中学校体育大会に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）
- (3) 市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館を使用する場合及び高校生以下の者のみでテニスコートを使用する場合を除く。）
- (4) 本市に住所を有する者で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けているもの及びこれらの者の介助者（第6号において「障害者等」という。）が当該身体障害者手帳等を提示して使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館及びテニスコートを使用する場合を除く。）
- (5) 本市に住所を有する65歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合
- (6) 障害者等が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合（高校生以下の者のみでテニスコートを使用

する場合を除く。)

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

附 則 (平成30年3月23日決裁)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱(平成8年3月7日決裁)は、廃止する。

2 専用利用の申込及び利用方法

- ・ 受付時間は営業日の午前 9 時から午後 9 時です。
- ・ 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。

ホームページアドレス <http://www.kanazawa-pool.jp>

- ・ 申請書等送付先（FAX またはメール）

FAX : 076-251-3536

E-mail : info@kanazawa-pool.jp

■専用利用（一部コースを専用利用する場合）

- ・ 一般の方のコース専用利用は、原則として大会専用利用がなく、一般利用等に支障がない場合、利用者の要望に応じてコースの専用利用ができます。
※大会等の予約状況を事前に施設へお問い合わせください。
- ・ 申込みは、利用月の 1 ヶ月前の日に属する月の初日から使用する日の前日までです。別紙-4①の「金沢プール使用申請書」に必要事項を記入し、お申し込みください。
- ・ 利用料金の減免がある場合は別紙-4②の「金沢プール利用料減免申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。
- ・ 利用料金は、許可を受ける際にお支払いください。後納となる場合は事前にご相談ください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- ・ 専用利用の場合は 2 名以上（指導者含む）の団体とします。
- ・ 専用利用については、事故・トラブル等が発生した場合は、専用利用団体の責任において解決し、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- ・ その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項を、ご覧ください。
- ・ 大会開催における注意事項は P15 別紙-3「大会開催時における注意事項」をご覧ください。

別紙—3 大会開催時における注意事項

1 物品の販売・宣伝・広告・看板等について

- 大会開催にあたり、プログラム販売や出店等を行う場合には、事前に施設管理者へ申し出てください。
- 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。
- 主催者は、事前に出店責任者と出店場所確認等、打ち合わせを行ってください。
- 所定の関係法令を遵守するとともに、安全・衛生に十分配慮してください。
- 出店における商品等の搬入時間は、施設管理者の定めた時間内に行ってください。
- 商品等の保管管理に関しては、主催者の責任において行ってください。施設管理者は盗難・破損等の責任は一切負いません。

2 施設設備・貸出備品について

- 使用申請時に使用する備品を記入し、確認の打ち合わせを施設管理者と行ってください。
- 申請は必ず主催責任者が行ってください。
- 貸出機器等の設置は、施設管理者の立ち会い及び指示のもと、主催者が準備を行ってください。
- 主催者は自己の責めに帰すべき理由により施設・器具等を損傷・紛失した場合は、その損害を賠償していただきます。

3 大会で使用する臨時電話回線や LAN 回線について

- 臨時電話の設置・諸室及び LAN 回線の使用について、施設管理者と打ち合わせを十分に行ってください。
- 臨時電話開設手続き及び電話機の設置、LAN 回線の接続等は主催者が行ってください。

4 清掃・片付けについて

- 主催者の責任において、清掃・片付けを行ってください。
- 受付等でゴミ袋を配布するなど、場内や観客席のゴミ類は、すべて持ち帰るようにしてください。
- 清掃・片付けの終了後は速やかに施設管理者に連絡をし、確認を受けてください。

5 駐車場について

- 主催者は事前に駐車場整理券の発行や最寄りの交通機関等の利用の呼びかけを行い、事故・トラブルの発生防止に努めてください。
- 駐車場管理責任者を決め、大会当日の駐車場管理を行ってください。
- 駐車場係を配置できない場合は、必ず専門の警備会社等へ主催者の責任で依頼してください。
- 施設管理者は、駐車場内での事故・トラブル等、一切の責任を負いません。

6 事故防止についての主催者の責任について

- 利用の際は、適切な責任者を配置し、事故防止等、安全管理に十分な配慮をしてください。
- 大会開催時に使用する医薬品等は、主催者が準備してください。
- 事前の保険加入、大会当日の医師・看護師の配置等、事故発生時に速やかに対処できるようにしてください。
- 施設管理者は事故発生に関する一切の責任を負いません。

7 盗難防止等について

- 主催者は、事故や盗難防止のため必要相当数の係員を配置し、参加者や観客に適切な指導をしてください。
- 現金や貴重品は各団体で責任を持って管理してください。
- 主催者は、受付等に遺失物・拾得物の係員を配置してください。
- 主催者は、大会終了時には必ず会場等の点検確認を行ってください。
- 拾得物等は主催者が責任を持って保管管理してください。
- 施設管理者は、事故・盗難に関しての一切の責任を負いません。

8 防火・地震・防災について

- 主催者は、事前に災害等対策責任者をはじめ、必要な係員を決定の上、配置してください。

9 大会の変更・中止について

- 主催者は、大会を変更・中止するときは、速やかに管理者に申し出てください。

別紙-4 金沢プール申請書類

① 金沢プール使用申請書

金沢プール使用申請書				年 月 日				
(宛先) 指定管理者 金沢プール共同事業体				(申請者)				
				住所 団体名 代表者名				
金沢プールを使用したいので、次のとおり申請します。								
使用の日時		年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分						
入場料等 徴収の有無		有 無	予定 人員		人			
使用区分		使用時間		時間計	額			
プ ー ル	50メートル プール	コース	時 分～ 時 分			使用目的 貸出用品の種類 特別の設備設置の有無		
		コース	時 分～ 時 分					
	25メートル プール	コース	時 分～ 時 分					
		コース	時 分～ 時 分					
	多目的プール	全面	時 分～ 時 分					
			時 分～ 時 分					
	25メートル サブプール	コース	時 分～ 時 分					
		コース	時 分～ 時 分					
	飛び込みプール	全面	時 分～ 時 分					
			時 分～ 時 分					
飛び込みトレーニング室		時 分～ 時 分						
第1会議室		時 分～ 時 分						
第2会議室		時 分～ 時 分			有 無			
応接室		時 分～ 時 分			主催者(申請者と異なる場合)			
第1役員室		時 分～ 時 分						
第2役員室		時 分～ 時 分						
大型映像装置		時 分～ 時 分						
放送設備		時 分～ 時 分			会場使用責任者			
移動式放送設備		時 分～ 時 分			住所 氏名			
照 明 設 備	50メートルプー ル、25メートル プール及び多目 的プール	2500ルクス	時 分～ 時 分			※許可 年月日	年 月 日	
		1500ルクス	時 分～ 時 分					
		500ルクス	時 分～ 時 分					
	25メートル サブプール	500ルクス	時 分～ 時 分			※許可 番号	第 号	
			2500ルクス	時 分～ 時 分				
			1500ルクス	時 分～ 時 分				
飛び込みプール	500ルクス	時 分～ 時 分			支払年 月日	年 月 日		
		2500ルクス	時 分～ 時 分					
冷 暖 房	第1会議室		時 分～ 時 分			受付印		
	第2会議室		時 分～ 時 分					
	応接室		時 分～ 時 分					
	第1役員室		時 分～ 時 分					
	第2役員室		時 分～ 時 分					
利用料金			円		取扱者印			

(注) 太枠内を記入してください。

② 金沢プール利用料減免申請書

金沢プール利用料減免申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者 金沢プール共同事業体

(申請者)

住所

団体名

代表者名

金沢プール利用料の減免を受けたいので次のとおり申請をします。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
利 用 施 設	
利 用 設 備	
申 請 理 由	
添 付 書 類	・年間行事計画や開催要項またはプログラム等 ・金沢市に住所を有する障がい者が構成員の半数以上を占める団体であるか等の資料 ・金沢市に住所を有する65歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体であるか等の資料
減 免 額	全額 ・ 半額減免
備 考	

※太枠の中をご記入ください。

③ 飛込みトレーニング室団体登録申請書

金沢プール飛込みトレーニング室団体登録申請書

登録年月日： 年 月 日

団体名					
住所					
TEL					
団 体 登 録 者 名 簿					
No.	氏名	区分	性別	所有資格 (指導者のみ記入)	指導歴 (指導者のみ記入)
1		選手・指導者	男・女		
2		選手・指導者	男・女		
3		選手・指導者	男・女		
4		選手・指導者	男・女		
5		選手・指導者	男・女		
6		選手・指導者	男・女		
7		選手・指導者	男・女		
8		選手・指導者	男・女		
9		選手・指導者	男・女		
10		選手・指導者	男・女		
11		選手・指導者	男・女		
12		選手・指導者	男・女		
13		選手・指導者	男・女		
14		選手・指導者	男・女		
15		選手・指導者	男・女		
16		選手・指導者	男・女		
17		選手・指導者	男・女		
18		選手・指導者	男・女		
19		選手・指導者	男・女		
20		選手・指導者	男・女		

管理者使用欄

利用の承諾	承認 ・ 不承認	担当者	
-------	----------	-----	--

④ウエイトトレーニングエリア利用団体登録申請書

ウエイトトレーニングエリア団体登録申請書

登録年月日： 年 月 日

団体名	
住所	
TEL	

団 体 登 録 者 名 簿

No.	氏名	区分	性別	所有資格 (指導者のみ記入)	指導歴 (指導者のみ記入)
1		選手(高校以上)・指導者	男・女		
2		選手(高校以上)・指導者	男・女		
3		選手(高校以上)・指導者	男・女		
4		選手(高校以上)・指導者	男・女		
5		選手(高校以上)・指導者	男・女		
6		選手(高校以上)・指導者	男・女		
7		選手(高校以上)・指導者	男・女		
8		選手(高校以上)・指導者	男・女		
9		選手(高校以上)・指導者	男・女		
10		選手(高校以上)・指導者	男・女		
11		選手(高校以上)・指導者	男・女		
12		選手(高校以上)・指導者	男・女		
13		選手(高校以上)・指導者	男・女		
14		選手(高校以上)・指導者	男・女		
15		選手(高校以上)・指導者	男・女		
16		選手(高校以上)・指導者	男・女		
17		選手(高校以上)・指導者	男・女		
18		選手(高校以上)・指導者	男・女		
19		選手(高校以上)・指導者	男・女		
20		選手(高校以上)・指導者	男・女		

管理者使用欄

利用の承諾	承認 ・ 不承認	担当者	
-------	----------	-----	--

⑤ウエイトトレーニングエリア利用申請書

ウエイトトレーニングエリア利用申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者 金沢プール共同事業体

(申請者)

住 所

団 体 名

代 表 者
名

金沢プールを使用したいので、次のとおり申請します。

使用する施設	金沢プール ウエイトトレーニングエリア	使用範囲	全面
使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで		
使用目的		使用予定数 人	人
入場料等徴収の有無		貸出用品の種類	
夜間照明設備		主催者 (申請者と異なる場合)	
特段の設備設置の有無	有 無	会場使用責任者の住所・氏名	
備考			
利用料金		受付印	
許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
支払年月日			

(注) 太枠内を記入してください。